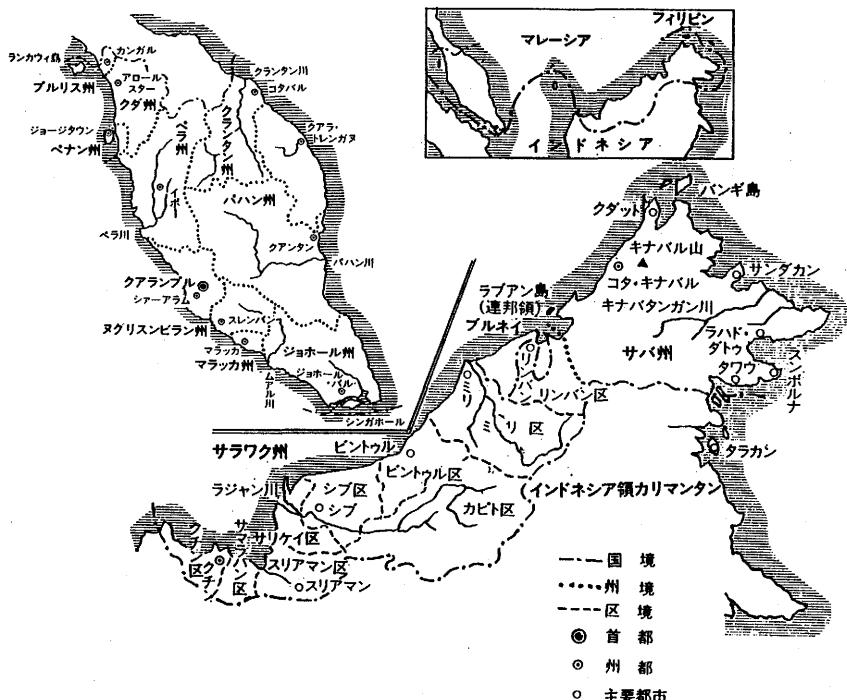


## 第2章

### マレーシアの憲法制度

マレーシア	政 体	立憲君主制	
面 積	33万 km <sup>2</sup>	元 首	トゥアンク・ジャファール国王 (1994年4月26日即位)
人 口	2120万人(1996年央推計)	通 貨	リンギ(1米ドル=2.9158リンギ、1996年平均) 75年6月20日以降変動相場制)
首 都	クアラルンプル	会計年度	暦年に同じ
言 語	マレー語、ほかに華語、タミール語、英語		
宗 教	イスラーム教、ほかに仏教、ヒンドゥー教		



## I 総 説

マレーシア (Malaysia) は連邦の意味を含めた正式国名である。イギリスからの独立時 (1957年 8月31日) はマラヤ連邦 (the Federation of Malaya) が国名であった。1963年 9月16日、シンガポールとボルネオ島のサバ、サラワク両州を加えて再出発をする際、現在の国名となった。その後、65年 8月 9日シンガポールが離脱し、現在の構成となる。各州は個別に州憲法を持ち、それを強力な連邦憲法で統括する連邦国家である。マレーシアを構成する諸州は半島部北からブルリス (Perlis), クダー (Kedah), クランタン (Kelantan), ペナン (Penang), トレングガヌ (Trengganu), ペラ (Perak), パハン (Pahang), スランゴール (Selangor), ヌグリ・スンビラン (Negri Sembilan), マラッカ (Malacca), ジョホール (Johore)。これに島嶼部のサバ (Sabah), サラワク (Sarawak) 両州を加えた13州よりなる。首都のクアラ・ルンプール (Kuala Lumpur) とサバ州西端に位置するラブアン島 (Labuan) は連邦直轄地となっている。政体は立憲君主制で、国王 (Yang di-Pertuan Agong) は、(島嶼部の 2 州と、ペナン州、マラッカ州以外の、州王制度のある) 9 州の州王 (スルタン Sultan, ただしブルリス州王は Raja, ヌグリ・スンビラン州王は Yang di-Pertuan Besar と称される) が、5 年ごとに統治者会議 (Conference of Rulers) において互選で決定する。国王はクアラ・ルンプールの国王宮 (Istana Negara) で執務を行う。

地勢上は、島嶼マレーシア部分が半島マレーシア部分より面積で上回っているものの、人口比は半島部に総人口の約 5 分の 4 が集中し、政治・経済的にも半島部が主導する形となっている。総人口は1991年統計で約1750万人である。ただし、島嶼マレーシアのサバ州、サラワク州は、63年のマレーシア建国前までそれぞれ独自の統治体制を維持し、民族構成や文化的伝統等多くの点でも半島マレーシアとは異なっているほか、61年、当時のア卜ドゥル・ラーマン (Abdul Rahman) 首相によるマレーシア建国構想の発表以来、連

邦参加に対する内外からの反対、抵抗も強かったため、これら2州に関しては、連邦憲法上も特別の適用条項、保護条項が多数留保されるところとなっている（Part VI, chap.8 ; Part VII, chap.2 ; Part XII A等…）<sup>(1)</sup>。

マレーシアは大別すればマレー系住民、華人系住民、インド系住民の3民族からなる多民族国家である。この多民族性は同地域がかつてイギリスの植民地支配下にあった19世紀以降、外部から労働力として華人系、インド系住民が多数流入したことに帰因する。さらに現在にいたるまで、概して、そのそれぞれが固有の文化体系を維持し、各民族間で経済格差が存在することが、法制度から経済・社会政策まで、社会のあらゆる部面に影響を及ぼす底流となっている。すなわち、しばしば一般化して述べられるように、人口での優位を保つ「マレー系住民」（全人口の59%を占める；1980年センサス）はイスラム教徒であり、マレー語を話し、公務員または農・漁村に住んで自給的な農・漁業に従事することが多いのに対し、人口の32.1%を占める「華人系住民」は仏教徒（道教と混淆した中国式仏教）であり、北京語のほか福建語・廣東語などの華語を話し、都市または都市近郊で第二次・三次産業等の事務職に従事することが多い、また人口の8.2%を占める「インド（主にタミル）系住民」はヒンドゥー教もしくはイスラム教を信仰しており、主にタミル語を話し、第二次・三次産業の現業部門の他、都市部・都市近郊部での農園労働や、小規模な通商・サービス業などを営むことが多い、共通語としては英語が使われる、また政治的にはマレー系住民が、経済的には華人・インド系住民が優位を保っている、といった典型的な区分は、現在も基本的に妥当する。そのため、民族相互の社会的経済的格差、分離状況を解消し、国民としての融和・統合を形成することが、マレーシアの前身であるマラヤ連邦成立時以来の政治の基本課題となっており、それは憲法を含む、同国の法制度にさまざまな形で反映している。しかし、かつてイギリス統治下でマラヤ連合が目指した各人種対等の融和政策や、国民行動党（1965年のシンガポール独立以降は民主行動党）による「マレーシア人によるマレーシア」という主張がマレー系住民により強い反発をまねき、むしろマレー系住民と非マレー系住民の

対立を浮き彫りにする結果となったように、マレー系住民からはマレー人優先、マレー人中心主義が強く主張されており、現在の同国における民族融和政策もいわば「マレー化による同化」が基本といえる。

このほか、マレーシアには、現在のマレー系住民の定住以前の先住民であるプロト・マレー系、非マレー系住民や、それ以外の（欧米系、アジア系）マイノリティー・グループも多数存在する。半島マレーシアでは、イスラム化していないプロト・マレー系先住民や非マレー系先住民は少数派であり、オラン・アスリ（Orang Asli）と総称される。しかし島嶼マレーシアに居住しているマレー系先住民（俗にダヤク族 Dayak と称される）は、各部族人口を合わせるとむしろ多数派である。彼らはオラン・アスリとは呼ばれずマレー優先による民族融和政策（ブミプトラ政策）の対象としてのマレー人（ブミプトラ Bumiputera）に含まれる。ただし半島マレーシアのマレー系住民とは、宗教・文化的伝統や政治的主張、さらに経済力において異なっている場合が多く、この点を考慮するとき、同じマレー系と言っても、先住民が多数派を占める島嶼マレーシアと、半島マレーシアでは民族構成がかなり異なることから、同国の国内政治に微妙な影響を与えていている。100万人近い島嶼マレーシアの先住民には、特に海ダヤク族と呼ばれるイバン族（Iban）、陸ダヤク族と呼ばれるビダユ族（Bidayuh）以外にも、メラナウ族（Melanau）、クニヤー族（Kenyah）、カダザン族（Kadazan）、ムルット族（Murut）、バジャウ族（Bajau）、カヤン族（Kayan）など、多くの先住民部族が存在している。これら先住民は一般に自給的な第一次産業に従事しているか、第二次・三次産業の現業労働に従事しており、経済的には劣位にある。

これらのほか、同国の急速な経済発展により同一民族内部でも階層化が進み、貧富の差が拡大している。これが民族問題とは別の対立軸を生み、政治状況を複雑にしていることも念頭におく必要がある。

また、マレー系住民内部の問題として、イスラムの解釈をめぐり、政府と原理主義グループとの意見の相違や、州王の権限をめぐる政府と一部州王間の対立は、憲法解釈にかかわる問題を提起している。

## II マレーシア法の沿革

### 1. 第2次大戦終結まで

マレー半島部は長らくスマトラ島パレンバンの地にあったスリヴィジャヤ王国の支配下にあったが、14世紀末にいたり半島部南部にマラッカ王国が建国された。当時、マラッカ港は世界的な貿易港となり、マラッカは国際貿易を基盤として大いに繁栄した。しかし、マラッカは、1511年当時インドのゴアにあったポルトガルの基地の副王であったダルブケルケ (Alfonso d'Albuquerque) により攻略されポルトガルの支配下に入った。マラッカ国王はジョホールに逃れジョホール王国を建国し、マラッカの奪還を目指して抗争を繰り返すこととなる。その後、ポルトガル支配下のマラッカとジョホール、さらにスマトラ島北部のアチエ王国がマラッカ海峡での覇権を競ったが、さらにオランダ、イギリスなどの勢力が東方貿易を求めて参入し、1642年オランダとジョホール連合軍はポルトガルを打ち破って、マラッカの権益はオランダの手に移った。

しかし、その後ナポleon戦争でオランダがフランスに占領された結果、マラッカにフランスの支配が及ぶことを恐れたオランダ人総督が、亡命先のイギリスにマラッカを委託したことから、1795年、イギリス東インド会社はマラッカを無血占領することとなった。イギリスは当時すでに、クダー王国において、他国（シャムやビルマ、アチエ、スランゴールを支配していたブギスなど）の侵略から防衛を請け負うことを名目に、クダー国王から見返りとしてペナン島を割譲させており（1786年）、ペナンを東南アジア、東アジア進出の拠点と考えていた。そのため、マラッカは一時、破壊の対象とされかけたが、ラッフルズ (Stamford Raffles) の尽力等によりそれを免れた。その後、マラッカは1801年オランダに一時返還されたが、1807年イギリスの再占領、1818年のオランダへの再返還を経て、1824年の英蘭協約によって再びイギリ

スの支配下に戻った。これにより、マラッカ、ペナンは、ジョホール王家から略取した（1819年）シンガポールとともにイギリスの東南アジア支配の拠点である海峡植民地（Straits Settlements）の一つとなった。これら三つの海峡植民地はその後のマレー地域植民地化の拠点となつたが、国際貿易の拠点としては、地理的に最も有利なシンガポールのみが、その後の繁栄を得ることとなつた<sup>(2)</sup>。

当時、マラッカ王国やジョホール王国、それ以外のマレー半島の王国も、それぞれ独自の立法、行政、司法機構をもち、（主にイスラム法と慣習法による）法制度を維持していた。そして、それらのいくつかは15世紀から19世紀に編纂された各王国の法令集に収録されている（マラッカ法典 Undang-Undang Melaka、ジョホール法令集 The Johore Digest 等）<sup>(3)</sup>。国際貿易港として、法と秩序の維持が重視されたマラッカでは宰相（Bendahara）が法の責任者であり、軍・警察司令官（Temenggong）が犯罪者取締と警備を担当していた。司法の状況はあまり伝わっていないが、イスラム法、父系制の地域慣習法（adat temenggong）が適用されていたと言われている。外国人コミュニティーの福利厚生は数名の港湾官＝徵税官（Shahbandar）の仕事とされていた。またポルトガル、オランダのマラッカ支配期にはいずれも民事・刑事事件を担当する行政官（Magistrate）が任命されており、当然、ポルトガル、オランダ両国の法制度が導入・適用されたものと考えられるが、適用された法制度に関する記録はほとんど残されていない。現地の住民に関する限りではイスラム法と慣習法が適用されていたことから、両国の法制度上の影響は少なかったと考えられる。それに続くイギリス、日本の支配期を含め、マレーシア地域には450年近い植民地支配の時期があったが、結局イギリスのみが自国の法制度を残したと言われている<sup>(4)</sup>。イギリスの海峡植民地は当初イギリス東インド会社の支配下にあり、それゆえ基本的にはインド総督の支配下にあった。最初に植民地となったペナン地域では、1807年にイギリス本国から勅許状（Royal Charter of Justice）が発せられるまで、統治権をめぐり混乱が続いた。すなわち、ペナンの植民地化に功績のあったフランシス・

ライト (Francis Light) はペナン地域の監督官 (Superintendent) の地位にあったが、インド総督の1788年1月26日付書状により、行政権と併せて（イギリス人臣民以外の住民に対する）司法権も行使するよう指示を受けていた。実際の裁判には、ライトから任命された行政官 (Magistrate) に第一審管轄権が与えられたほか、少額の民事事件に関しては、各民族・各地区の指導者 (Headman or Chief) が任命されて、それぞれの慣習に従って裁判を行った。適用法としては、従来の現地法と慣習法が継続され、イギリス法も適正と認められる範囲で調整して適用されていた<sup>(5)</sup>。しかし、これは実際には共通の法準則がないに等しい状態であり、ペナンに到着した最初の裁判官は、この地には自然法以外存在しないと述べたと言われている<sup>(6)</sup>。この混乱は1807年の勅許状により解決された。この勅許状により、イングランドの上位裁判所 (Superior Court) と同等の権限と管轄権をもち、併せて宗教裁判所 (Ecclesiastical Court) の権限も“住民たちの諸宗教、作法および慣習の認められる限りで”与えられている「プリンス・オブ・ウェールズ島（ペナン島）司法裁判所 (The Court of Judicature of Prince of Wales' Island)」が開設され、これによって、原則的にイギリス法がペナン地域に導入されたこととなった (Kamoo v. Basset, In the goods of Abdullah)。ただし、イスラム法や各慣習法は、勅許状とイングランド法自体が、各当事者間での有効性を認めている旨、その後の判決で確認された (e.g. Regina v. Willans)。当初ペナンにみられたとの同様の混乱は、マラッカやシンガポールの植民地化においても生じたが、これは三つの海峡植民地を対象とした司法裁判所を設置する第2の勅許状 (1826年) によって解決された。その後しばらく、主にペナンに駐在していた裁判官 (Recorder と呼ばれた) が他地域に充分対応できない状態が続いたが、第3の勅許状 (1855年) が、ペナンとシンガポールへの2名の裁判官任命を認めて、この問題も緩和された。1807年の勅許状は、マレーシア地域への最初の制定法導入としても意味をもつ。当初イギリスは東インド会社を通じて海峡植民地を支配しようとしたが、インド経営の失敗から1858年に同社が解散し、海峡植民地は一時期インド省の管理下におかれた後、1867年から

イギリス植民地省の直轄植民地となった。各海峡植民地は総督（Governor）が統治し、広範な立法・行政権限を行使した。その下に立法参事会（Legislative Council）と行政参事会（Executive Council）がおかれていたが、多数が官吏で構成され、官吏以外のメンバーも総督の任命する者であった。このとき、司法制度も大きく変更され、1868年の条例5号（Ordinance 5 of 1868）により、従来の裁判所を廃止するとともに海峡植民地最高裁判所（Supreme Court of the Straits Settlements）が新設された。また、シンガポールの裁判官が最高裁長官（Chief Justice of the Straits Settlements）に、ペナンの裁判官（Recorder）も改めてペナン裁判官（Judge of Penang）を名乗ることとなった。1873年にはさらに上級・下級の陪席裁判官（the Senior Puisne Judge, the Junior Puisne Judge）を加えた4人体制となり、刑事を扱う四半期裁判所（the Court of Quarter Sessions）と控訴裁判所（the Court of Appeal）が新設された<sup>(7)</sup>。

さて、1824年の英蘭条約により、イギリスとオランダは、イギリスがマレー半島、オランダがスマトラ島という植民地の分割を行った。その後、1848年にペラ王国において大錫鉱床が発見されたことで、この採掘のための資本投下と労働力としての華人の大量流入、その利権をめぐる華人の秘密結社間の鬭争（械闘と呼ばれる）が発生し、それにマレー人やペラ王家（さらには他のマレー系諸王国）までがしばしば巻き込まれた。これに乗じて、イギリスは鎮圧・調停役にまわり、その立場を利用して1874年にパンコール（Pankor）協約を結び、イスラムの指導に関する事項以外にはスルタンがイギリス人駐在官（Resident）の助言なしに行政権限を行使できないように権限を限定した。徵税権、軍事・警察・司法権に関してはイギリス人駐在官が掌握した。このパンコール協約は、海峡植民地など純粋に経済的な権益を守るために植民地支配以上には、マレー半島の各王国の統治に干渉しないとするそれまでのイギリスの不干渉主義の変更を意味するものと考えられている（ただし実際には、イギリスはしばしば各王国の統治内容に干渉した）。また、法的には、それまで各王国が主にイスラム法と地域慣習法（adat）によって行っていた

個別の統治形態を、海峡植民地同様にイギリス法による統一支配に置き換えることを意味していた。この協約内容に気づいたペラでは反乱が起こり、イギリス人駐在官バーチ (James Birch) が暗殺されるなどの事件が続いたが、イギリスは強力な措置でこれらの抵抗を鎮圧した。こののち、同様の協約はその他の王国においても次々と結ばれるにいたった（1874年スランゴール、1886年ヌグリ・スンビラン、1887年パハン）。これらの地域ではしばしば反乱が起こったが、いずれもイギリスの武力の前に鎮圧された。イギリスは1896年にマレー連邦州 (Federated Malay States: FMS) を発足させ、上記4王国を統括管理することとした。各州の駐在官を統括する駐在長官 (Resident-General) が新設され、この駐在長官は、海峡植民地総督の兼務する高等弁務官 (High Commissioner) に服することとされた。州王の参加する統治者会議 (Durbar) や、各州の参事会 (State Council) も存在したが、実権はすでにイギリスが支配するところとなっていた。その後、州王の参加する連合参事会 (Federal Council) が設置されたものの、これによって各州の参事会は逆に大幅に権限を制約されることとなった。このマレー連邦州成立により、マレー半島は海峡植民地、マレー連邦州、それ以外のマレー系王国（非マレー連邦州、Unfederated Malay States: UMS）に分かれることとなる。さらにイギリスはこれら非マレー連邦州に対しても、1895年にジョホール王国に顧問官 (Advisor) の配置を認めさせたのをはじめとして、1909年のタイ英条約でブルリス、クダー、クランタン、トレングヌ諸王国への宗主権がタイ国から譲渡された際に、これら4王国に顧問官を配置して、保護国化をはかった。顧問と言っても、実際に州王はイスラムに関する事項以外すべての行政に顧問官の助言を聞かねばならなかった。そして1914年にはジョホール王国に顧問長官 (Advisor-General) がおかれたことで、これらマレー半島部は完全にイギリスの支配するところとなつた<sup>(8)</sup>。

イギリスのマレー半島植民地経営にもう一つ大きな成果をもたらしたのは、それまでアマゾン下流でしか栽培ができないものと考えられていた天然ゴムの栽培が、シンガポール植物園長であったリドレイ (H. N. Ridley) によ

って、マレー半島でも栽培可能であることが発見されたことである。この結果、1895年からはゴム栽培が広範囲に開始され、このゴム農園には労働者としてインド人（タミル系）労働者が多数流入した。このように、華人、インド人がイギリスの植民地経営によってこの地域に流入したことが、現在の多民族性の基盤となり、マレー系住民にとっては、彼らを本来の住民であるブミプトラではなく、植民地主義に伴う外来者の一部とみなす理由ともなっているのである。

島嶼マレーシアは元来ブルナイ王国の版図であった。そのうち、現在のサラワク州は東インド会社軍に勤務していたイギリス人ジェームズ・ブルック (James Brooke) が、同地の内乱の鎮圧に功績があったことを理由にブルナイ王国から領土の一部を割譲させ（1842年）、1846年には自ら国王（ラジャ、Raja）となり、ブルック王国として建国したものである。その後もブルック一族は、次々と内乱鎮圧を口実としてブルナイ国王から領土を割譲させ、3代約100年にわたって王国支配を続けた。ただし、彼らの支配はけっして一方的なものではなく、現地の慣習・文化を尊重したものであった。初代白人王ジェームズ・ブルックは秩序を回復した後、しばしば現地住民の首長たちに意見を求めたうえで、現地の慣習に配慮した行政機構を作り上げた。また、現地住民の利益にならない欧米人による開発を禁じるなどしたことから、しだいに現地住民たちの支持も得るところとなった。この地への制定法上のイギリス法導入は、1928年のサラワク法条例 (the Law of Sarawak Ordinance) まで遅れた。同条例には、現地住民や各民族内部では、その慣習法 (Native law and Custom) の適用が認められたほかは、原則としてイングランドと同様のコモン・ローとエクイティが適用される旨規定されている。一方サバ州は、ブルナイ王国から、まずアメリカ領事チャールズ・モーゼス (Charles Moses) が10年間の租借権を得て「アメリカ貿易会社 (American Trading Company)」を設立したことに始まり、次々と租借権が譲渡された後、オーストリアの香港総領事オーフェルベック (Baron von Overbeck) とイギリス商人アルフレッド・デント (Alfred Dent) の手にわたった。彼らは

ブルナイ国王に租借権を再確認するとともに、（現在のフィリピン南部に在った）スールー国との間で二重租借状態となっていた一部の領域に関してもスールー国王と交渉のうえ、金銭的に宗主権を手に入れることに成功し「北ボルネオ会社 (North Borneo Company)」を設立した。

同社に対し、当時ボルネオへの不介入政策を変更したイギリスが勅許状を発行したことから（1881年）、イギリスの介入が始まることとなった。サバ地域ではこの「北ボルネオ勅許会社 (British North Borneo Company)」とブルック王国間の領土拡張政策、およびそれをくい止めようとするブルナイ王国側とでさらに紛争が続いたが、最終的にはイギリスがブルック王国、北ボルネオ、そしてブルナイ王国も含めて保護領として併呑し、海峡植民地総督がこれらの地域の高等弁務官を兼ねることとなった（1888年）。法的には、1881年の勅許状はイギリスの間接支配を意味するもので、同年、北ボルネオ総督が就任しているが、司法の行使は北ボルネオ勅許会社に委ねられていた。この際、勅許会社は現地住民やその他の民族の慣習に配慮した司法権の行使をした。明文によるイギリス法の導入は1938年の民事法条例（Civil Law Ordinance）によるが、同条例でも現地住民や各民族の慣習の適用が容認されている<sup>(9)</sup>。

1941年12月8日に日本は太平洋戦争に突入し、半島部東海岸のコタバルから上陸すると、早くも翌年2月15日にはシンガポールを陥落させた。ボルネオ島も1942年に日本軍が侵攻して支配下に置いた。この際、各地で華人に対し大量殺戮を行うなど、激しい弾圧を行う一方、マレー人に対しては王族と結託しつつ、一般のマレー系住民も軍事支配の協力者として登用し、他民族の弾圧にあたらせるなどしたことから、戦後も民族間の対立感情に悪影響を残すところとなった。

戦後サバ、サラワク両州は、一時的に勅許会社の支配する北ボルネオと、3代目の王ヴァイナー・ブルック（Vyner Brooke）の支配するブルック王国に戻ったが、結局1946年サバ、サラワク両州ともイギリスの直轄植民地となった。特筆すべきは、ブルック王国において、日本軍侵攻前の1941年、絶対

王政が放棄され、二院制の議会による立憲君主制がヴァイナー・ブルック自らによって宣言されたことである。この41年憲法（ブルック憲法と呼ばれる）の基本構造は、その後のイギリスの植民地統治下も維持され、56年の議会議員定数増のための憲法修正を経て、63年のマレーシアへの参加時まで続いた<sup>(10)</sup>。

## 2. 第2次大戦後から現在まで

第2次大戦終結後再進駐したイギリス軍は、しばらく軍政を敷いた。その後1945年10月10日、イギリス政府はイギリス議会下院において、事実上イギリスによるマレーシア地域への植民地支配を強化し、各民族対等の権利を認めた単一国家「マラヤ連合（Malayan Union）」構想を提示した。なぜか早くもその2日後の12日に、イギリス政府特使のマクマイケル（Harold MacMichael）がポート・スウェッテナム（Port Swettenham 現在のポート・クラン Port Kelang）に到着し、その後、9人の州王から、州内の全権限と管轄権をイギリス国王に委譲する旨の（マラヤ連合構想の実現に不可欠な）協約への署名を強引にとりつけた（MacMichael Treaties と呼ばれる）。さらにイギリス政府は翌1946年、マラヤ連合憲法を規定し、4月1日を期してその一部を実施する旨を表明した。マラヤ連合構想の骨子は概ね以下のようなものである、すなわち、

1. マレー連合州、非連合州、およびシンガポールを除く海峡植民地を、イギリス政府が任命する総督が一体のものとして統治管理する。一般に立法・行政権は総督に帰属する。
2. 連合内には州政府に代えて、イギリス人の上級植民地官吏である駐在弁務官（Resident - Commissioner）を置く。
3. 州王の権限はイスラムに関する事項に限られ、自ら主宰し自ら任命したメンバーからなる諮問委員会（Advisory Board）の助言を得て、関連の立法を行える、ただし徵税に関する立法は除く。上記の立法の際

の法案は、総督が主宰し連合構成各州の統治者（Ruler；各州王とマラッカ、ペナンの知事を指す）と任命による（*ex officio*）3名のメンバーからなる州王参事会（Council of Sultans）の同意を必要とする。

4. 市民権は「生地主義」により与えられる。現在連合内に在住する外国人は市民権の取得を選択できる<sup>(11)</sup>。

しかし、いわば強引かつ単純にイギリスの植民地統治を復活・強化しようとする、これらの動きに対して、マレー系のみならず非マレー系住民からも、イギリス政府の予想を越える強い反発がわき起った。そのため、イギリスはマラヤ連合構想を撤回し、各州王の主権を認め、シンガポールを除く旧イギリス領マラヤを自治領とする連邦協定を、各州王との間で1948年1月21日に再締結した。これに基づいて「マラヤ連邦憲法」は同年2月1日に発効し、それによって（依然イギリス領として残されることとなったシンガポールを除いて）英連邦・コモンウェルスの一員である「マラヤ連邦（the Federation of Malaya）」が形成されたのである。このように、マラヤ連合構想は民衆の反対で撤回され、形式的には各州王の主権が回復したことになるが、これはそれまでの非連合州への統治が一元化されて全国に拡大したに近い状態であった。連邦政府は高等弁務官と立法参事会（Legislative Council）、行政参事会（Executive Council）からなり、立法参事会では州王側代表や現地住民代表の数が大幅に増やされたとはいいうものの、公選議員は含まれず、議長は高等弁務官によって行われていた<sup>(12)</sup>。

この間、マラヤ連合構想に反対するマレー人組織が多数結成されたが、それらを一つにまとめた「汎マラヤ・マレー人会議（Pan Malayan Malay Congress: PMMC）」が1946年3月1日に結成され、それは同年5月11日、現在のマレー人政治組織につながる統一マレー人国民組織（United Malays National Organization: UMNO）に再編成された。また48年には、華人の間でも、マレー系住民との協調を主張する団体、馬華公会（Malayan Chinese Association: MCA）が生まれ、52年には政党へと発展した。これら2組織に戦前から活動していたインド人の政治組織マラヤ・インド人会議（Malayan

Indian Congress: MIC) が参加して、55年に連盟党 (the Alliance Party) が形成された (これは現在の政権党派である国民戦線 BN; Barisan National の母体である)。この間、住民の自治の要求に押されて52年2月にクアラ・ルンプール市市議会議員選挙が行われて以降、地方議会レベルでの選挙が行われるようになつたが、統一マレー人国民組織と馬華公会は連合して、それらのことごとくに勝利をおさめた。さらに連邦の立法参事会でも国民選挙への要求が高まり、ついにイギリス政府は55年7月に立法参事会議員98名中52名につき選挙を実施することを認めた。そしてこの第1回総選挙で、連盟党は52議席中51議席を獲得して圧勝した。このように4年以内に主権自治国家として独立することを公約に掲げた連盟党が圧勝し、連邦立法府がその連盟党の支配するところとなつたことは、すでに主権独立国家への大きな一步が踏み出されたことを意味していた。その後、56年1月のイギリス政府との交渉によって、新憲法起草委員会 (レイド委員会 Reid Commission と呼ばれる) が設置され、同委員会は57年2月に議会制民主主義、連邦制、立憲君主制、そしてマレー人の「特別の地位 (Special Position)」を認めた憲法草案を提出、若干の訂正を経た後、同年8月27日に立法評議会の承認を得た。新マラヤ連邦憲法は8月31日に公布され、この憲法が現行マレーシア憲法の原型ともなつてゐる。そしてマラヤ連邦は57年8月31日正式に独立を果たしたのである<sup>13)</sup>。

一方、華人を中心としたマラヤ共産党 (Malayan Communist Party: MCP) は人民抗英軍 (MPACA) を組織し、イギリスに対してゲリラ戦を挑んだ。しかし、1950年代初頭には劣勢となり、マレーシア独立後も、ごく少数の勢力を維持していたものの、89年12月になってマレーシア政府、タイ国政府の三者間で和平協定を調印し、指導者・陳平 (Ching Peng) を含む1200人以上が投降した。48年のマラヤ共産党による一斉武装闘争は、同年6月の連邦政府による「非常事態宣言」につながり、この非常事態はその後12年間に及んだ。しかし、このようなマラヤ共産党の武力による活動方針は、事実上、マラヤ連邦内の反政府活動全般を抑圧する格好の口実となつた。また、華人がその構成員の大半を占めていたことから、民族間の不信を生む要因ともなつ

たといえる。ただし、他方では、同党への同調者の増加を恐れたイギリスが、植民地政策を緩和し、独立を求める動きに譲歩するよう影響を及ぼしたことも否定できない<sup>(44)</sup>。

1961年5月27日、マラヤ連邦首相アブドゥル・ラーマンはマレーシア連邦構想（マラヤ連邦にシンガポール、現在のサバ、サラワク州、ブルナイを加えたもの）を提起した。これは、イギリス政府がこれら地域の植民地経営から撤退し、シンガポールとボルネオ島の植民地と保護領をマラヤ連合に統合することを目指して、イギリス、マラヤ連合両国政府間で交渉が進んでいたことを受けたものである。イギリス・マラヤ連邦合同の調査委員会（Cobbold Commissionとして知られる）による、ボルネオ住民がマレーシア構想を支持しているとの報告書提出や、この構想に反対するフィリピン、インドネシアの意を受けた国連事務総長の調査等、さまざまな検討・協議が続けられたが、結局ブルナイは参加せず、サバ、サラワク両州とシンガポールを加えて、63年9月16日に国名をマレーシアと改称した連邦国家が成立した。ただし、新生マレーシアの憲法は57年憲法を修正したものであり、新規に憲法が起草されたのではない。この際、サバ、サラワク両州には大幅な特権が認められ、それは現行憲法にも多くの特別適用条項や保護条項として明記されている。この後、65年8月9日にシンガポールは政治上、財政上の方針の相違からマレーシアから独立して現在にいたっている。

初代首相のラーマンは、マレー系住民の政治的優位には慎重に配慮をしつつ、イギリスが目指した各民族対等の方針を維持しようとした。しかし、1969年5月13日に発生した華人系住民とマレー系住民の衝突事件（5月13日事件と呼ばれる）は、この方針に大きな打撃を与えた。これは69年5月10日の第3回総選挙（および州議会議員選挙も同時に行われた）後に、連盟党的退潮に対し、華人系野党の民主行動党（Democratic Action Party: DAP）とグラカン（マレーシア民政運動党、Parti Gerakan Rakyat Malaysia: Gerakan）が多くの議席を得たこと（特にスランゴール州議会選挙で、与党連盟党側と野党人民行動党・グラカンの議席数が同数に並んだこと）を喜んだ両党支持者の華人が、

11日、12日とクアラルンプール市内で祝勝デモをし、これに対し13日、スランゴール州知事ハルン (Harun Idris) の組織したマレー系住民によるデモが暴徒化したもので、その結果、華人系を中心に政府発表でも196名の死者が出る大暴動事件に発展したものである<sup>(15)</sup>。

事件の翌日、非常事態が宣言され、国会・州議会は機能停止した。その後の国家機能回復は、ラーマン首相により15日に設置された国家運営評議会 (National Operation Council: NOC) に委ねられ、議会制民主主義が回復する1971年2月までに、この国家運営評議会主導で、その後の国家運営を方向づける重要な政策決定が行われた。それは、民族間の経済格差を是正するためのマレー系住民優先の経済政策の実施、教育機関における英語に代わるマレー語の使用、後述の「敏感問題」に対する表現の自由の制限、連盟党に代わる権力基盤としての国民戦線 (Barisan Nasional: BN) の形成、等であった。

翌1970年8月31日に国王はルクヌガラ (Rukunegara, 五大国是) を発表し、全国人民の統一と融和を訴えた。その内容とは<1. 神への信仰、2. 国王と国家への忠誠、3. 憲法の遵守、4. 法の支配、5. 良識ある行動と倫理の維持 (1. Belief in God, 2. Loyalty to King and Country, 3. Upholding the Constitution, 4. Rule of Law, 5. Good Behaviour and Morality)>である。その後、ラーマンに代わって、国家運営評議会議長であったア卜ドゥル・ラザク (Abdul Razak) が首相に就任し、1971年議会も再開されたが、そこでは「マレー人の特権」「州王のイスラムに関する地位と権能」「国語としてのマレーシア語」「市民権」という項目につきマレー系住民の優位を確認する決議がなされ、これらの項目を「敏感問題 (sensitive issues)」として公的な議論を禁じる憲法改正 (10条4項) が行われた。この重要な改正は、その後も維持されて今日にいたっている。

その後、マレーシアの首相は1976年よりフセイン・オン (Hussein Onn), 81年よりマハティール (Mahathir bin Mohamad) へと移り変わったが、ラザク首相時より開始された新経済政策 (New Economic Policy: NEP) は、マハティール現首相の下でも継続され、むしろ、マレー・ナショナリズムはマハ

ティール首相にいたって強化されたといわれている。マハティール首相はさらに、日本や韓国の経済発展に範をとった「ルック・イースト政策」など、経済開発を強力に推進したが、これは一方で、貧富の拡大と国民の階層対立を拡大した側面もある。また、その強力な政治手法は、急進的なイスラム原理主義勢力からの批判や、統一マレー人国民組織からの「46年の精神党(Parti Melayu Semangat 46)」の分裂などマレー系勢力からの批判も生んでいる。

### III 憲法の基本構成

#### 1. 連邦制

第I節で述べたように、マレーシアは13州からなる連邦国家であることから、連邦憲法とは別に、13州はそれぞれ固有の州憲法をもつ。ただし、連邦と州の関係は、極めて連邦の権限が強いものとなっている。すなわち、連邦と州の権限配分は連邦憲法の第9付則に定められているが、主要なものは連邦の専権、または連邦と州の共同管轄であり(第74条)、連邦法と州法が競合した場合には連邦法が優越することとなっている(第75条)。州の専属権限は連邦憲法第8付則に列挙されているが、その範囲は連邦の権限より著しく小さく、宗教関係、農林漁業関係の一定の権限、地方の土地利用に関する権限など、州権の強い項目は限られている。さらに、州憲法も連邦憲法の内容をほぼそのまま写し代えたに近い類似性の強い内容になっている。ただし、州王への一定の権限留保とともに、強力な権限をもった連邦政府は、1957年憲法草案起草時に当時の連盟党が求めたものでもあった。個別の小国家の連合体であったイギリス領マラヤには、抗日、抗英闘争の過程すでに強固なナショナル・アイデンティティーが生まれていたと考えるべきであろう。

この点で、例外的に強い州権限が保証されているのがサバ、サラワクの島

図1 マレーシアの国家機構



(出所) アジア経済研究所編『アジア動向年報1995』アジア経済研究所, 1996年, に基づく。

嶼マレーシア両州である。両州はラーマン首相のマレーシア連邦構想の提示に際して、合併反対の世論も強く、イギリスの勧告で1963年ようやく連邦に加入した経緯がある（保護領であったブルナイはついに加入しなかった）。しかし、その際に両州は20項目にわたる協定を締結し、これを受けて、いまも連邦憲法には一定のサバ、サラワク両州に関する特権規定がおかかれている。林産に関する全面的な州権限などはその例であり、両州はこれによって財政をまかなってきた経緯がある。また、いまも半島マレーシアから島嶼マレーシアに行くには、半島のマレーシア人ですら国外と同様にパスポートが必要である。

## 2. 立憲君主制

マレーシアは既述したとおり立憲君主制をとっている。長いイギリスの駐在官、顧問官による統治は、1957年憲法の立憲君主制を違和感なく受け入れさせるに充分な基盤となった。しかしながら、君主（国王）は州王のいない4州（ペナン、マラッカ、サバ、サラワク）を除いた、九つの州の州王の輪番で選任されており、世襲制ではない。この輪番制度は1957年にマラヤ連邦憲法制定時に定められたもので、憲法制定委員会（レイド委員会）提示の憲法原案にもられていたものである。国王の輪番制にはクダ一州王族の出身でもあった初代首相のアブドゥル・ラーマンの意向も反映していたといわれており、元来、各州王を戴く別個の王国が集まっていたマレーシア地域を、統一した欧米型の立憲君主国として再発足させるためには、やむをえない工夫であったといえるだろう。世界的にもきわめて珍しい制度だと紹介されることが多いが、ヌグリ・スンビラン州では9人の首長が州王を互選する制度が長らく根づいていた。州王たちにとっても目新しい制度ではなかったのである。この制度は、具体的には、1957年憲法制定当時の9州の州王がその就任時期の早い順に順位がつけられ、その順に国王、副国王が選任されることとなっている（第3付則）。任期は5年（第32条）である。いったん国王に就任した

場合はその州の国王は、未就任の州の州王がすべて国王になった後にしか（すなわち、9州すべてに国王の順が回った後にしか）、次の国王の順番は回ってこない。また第2巡目は、第1巡で国王になった州の順に、国王になる順位が決められる。ただしこの順番は、該当の州王本人が就任を辞退した場合や、在任半ばで逝去した場合には、その州の国王就任順が未就任順位の最後尾に回ることとされている。実際にこのような順位変更例はこれまでしばしば起こっており、初代国王は、当初の順位ではクダーの州王が就任する予定であったが、第1順位のクダー州王、第2順位のパハーン州王のいずれもが就任を辞退したことから、第3順位のヌグリ・スンビラン州王が就任することとなった<sup>(16)</sup>。

### 3. 基本的人権の保障とマレー人の「特別の地位」の保障

基本的人権は憲法の第2章に第5条から第13条まで列挙されている。具体的には、人身の自由の手続き的保障（第5条）、奴隸制度および意に反する苦役の禁止（第6条）、遡及的刑罰の禁止・二重処罰の禁止（第7条）、平等原則（第8条）、追放処分の禁止・移動の自由（第9条）、言論・集会・結社の自由（第10条）、信教の自由（第11条）、教育に関する諸権利（第12条）、財産権（第13条）が規定されている。社会権規定はなく、その権利保障は法律レベルの問題と考えられている。

ここで留意すべきは、一般に人権の相互調整で権利への制限が行われる可能性のほか、特に、マレー人の「特別な地位」が憲法上留保されていること（第153条）、第10条の表現の自由が、同条自身のなかに「敏感問題（市民権、国語、マレー人への公職割当制、イスラムに関する州王権限）」を公的に問題とすること（questioning）を禁じる規定を置いていること（第10条第4項）。および第149条、第150条所定の国家緊急事態により、多くの条項が制約を受ける可能性があることであろう。人権の特別な適用が憲法上認められているのである。

マレー人の特別な地位に関し、憲法第160条の2では、マレー人の基本的定義として、①モスレムであること、②日常的にマレー語を話すこと、③マレーの慣習に従っていること、および④1957年8月31日以前に両親の少なくとも一方がマラヤ連邦もしくはシンガポールで生まれたものかその住民であったもの、またはその子孫、とされているが、ただし、これは形式的要件にすぎないため、より実質的区分が必要となる。それらの条件を満たす者（すなわちブミブトラ）には、憲法第153条が認める特権、①公務員採用時の優先割当、②特定業種への許可の優先割当、③教育助成金の優先割当、が認められている（この他にも第89条のマレー人保留地 Malay Reservation の規定）。均一で平等な国民を前提とする近代憲法原理とは異なる、独特の傾向と言うべきである。

国家緊急事態に関し、行使される法律の典型的な事例が国内治安法 (Internal Security Act) である。同法は、イギリスの植民地統治以来引き継がれてきたもので、予防拘禁や、国家転覆行為の鎮圧、組織的暴力行為の抑制、およびそれに付随する行為の禁止等を規定しており、法務大臣が、裁判なしに2年間の予防拘禁を命じることを可能としている（繰り返し延長可能）。それゆえ、時の権力により濫用される可能性も指摘されている<sup>(17)</sup>。

## IV 国王制度

### 1. 国王、州王の憲法上の地位

国王は連邦憲法上、国家元首であり、国教であるイスラムの長であり、マレー系住民の保護者であるとともに、憲法上の権限、例えば国軍の最高指令官（第41条）、連邦首相の任命権（第40条第2項）、下院の解散要請に対する同意権（第40条第2項）、法案の裁可権（第44条）、緊急勅令権限（第150条）等の権限が与えられている。また統治者会議（Conference of Rulers）は国王

によって主宰される（第38条）。さらに1993年の改正が行われるまで、国王、州王、王族らは刑事・民事上の免責特権を与えられていた。国王の憲法上の行為は、本来内閣の助言の下に行われることとなっているが（第40条）、内閣の意向を離れた独自の裁量権がどの程度認められるのかは、必ずしも、国王、州王側と内閣側で意向が一致しているわけではなかった。この結果、裁量権に関する考え方の乖離は、マハティール内閣成立後、しばしば明確な対立となって表れた。マハティール内閣では、特に国王の立法裁可権を限定するべく、83年に憲法改正を試み、最終的に94年の憲法改正で法案の国会通過後30日を経ても国王がその法案を裁可しない場合は、自動的に裁可が与えられたものとみなされることとした。また、州王や、王族に対する免責特権も限定され、彼らが個人的に行った行為の場合には免責特権が及ばず、民事・刑事訴追を受けること、州王の赦免権は本人や、家族には及ばないこと、国会と州議会における発言は煽動法の対象にはならないこと等が、93年の憲法改正により認められた。州王権限に関し、83年にマハティール首相がその制限を企図して以来、マハティール首相側は、繰り返し州王権限の制限を試み、92年7月には一部の州王の不参加はあったものの、統治者会議において「憲法原則の宣言」を出させて、政治・経済活動への不介入を宣言させた。さらにその後、ジョホール州王の傷害事件を機に連邦憲法所定の州王・王族の「免訴特権」を削除するにいたった。ただし、州王側は協調というよりは、妥協的に権限の制限に従ったにすぎず、83年の権限制限の試み以降、権限制限には抵抗を続けてきた<sup>(18)</sup>。

## 2. 統治者会議

憲法に言う統治者（Ruler）とは州王のほか、州王制度のないペナン、マラッカ、サバ、サラワク諸州の知事（Governor, Yang di-Pertua Negeri）を指す。統治者会議は州王と知事、元首の他、それぞれ首相職、または顧問官（Adviser）職にあるものも出席する。国王の選出のため最低5年ごとに開

催される。国王選出選挙には州王しか参加できない。彼らはイスラムの擁護者でもあるので、イスラムに関する事項（例年の断食月の開始・終了など）も議事決定する。それ以外にも、州間の紛争を話し合い解決することもある。第153条のマレー人の特権を保護する責任も負う。敏感問題に関する憲法第10条の規定は、この会議の同意がなければ変更できることとなっている<sup>(19)</sup>。

## V 立 法

### 1. 国 会

国会は、国王と上院（Dewan Negara）と下院（Dewan Rakyat）から構成される。国王は形式上の構成者で、常に国会に出席するわけではない。国王の行為は常に内閣の助言に基づくものである。上院の定数は、各州議会から2人ずつ選出された26人、内閣の助言に基づき国王が任命する40人の勅選議員と、クアラ・ルンプール市から2名、ラブアン島地域から1名の計69名の議員によって構成されている（第45条）。上院議員の被選挙資格は30歳以上の在住のマレーシア国民で、任期は3年、2期まで重任可能。上院には解散はない。一方、下院の定数は1995年の選挙時点で192議席である。議席数は人口比に応じて選挙委員会（Elections Commission）が決定することとなっている（第46条）。選挙資格は21歳以上の在住マレーシア国民であること。任期は、解散がないかぎり、5年である。小選挙区制（第116条）の普通選挙により、全員が選出される。下院解散後、半島マレーシアでは60日以内、島嶼マレーシアでは90日以内に選挙が実施され、120日以内に新国会が招集されなければならない（第55条）。選挙権は21歳以上の在住マレーシア国民に与えられる。イギリス議会に範をとっていることから、王に仕える立場の公務員は国會議員にはなれないこととなっている。国会は二院制であるが、多くの点で下院が優越した権限をもつ。たとえば、首相は下院議員から選出さ

れ、内閣への不信任権限も下院にのみ与えられている（第43条）。また、立法の手続きに関しても、たとえば、税金や公課金等、国家の歳入歳出に関する金銭法案（a Money bill）に関しては下院からの送付後1カ月を経て上院が修正・可決をしない場合、通常法案に関しても下院からの送付後1カ年を経ても両院の意思の調整がつかない場合は、下院のみで国王の裁可を求めることができる（第68条）。通常の法案はいずれの議院が先議してもよいこととなっているが（第66条）、金銭法案は特に下院に先議権がある（第68条）。また重要な法案も下院から審議されるのが一般的である。国会審議は公開で行われる。

## 2. 国王の緊急勅令

平時での機能を前提にしている連邦憲法は、国家が緊急事態に襲われた際の、特別の権限を設定している（第149条）。緊急事態と考えられているのは、大規模な自然災害や疫病による社会秩序の崩壊のほか、国内外からの武力による国家転覆、憲法秩序の破壊を目的とした、市民の平和や自由の侵害などであり、後半の事例の場合、具体的には武力による市民の人身や財産への侵害、国王や政府に反対する煽動、民族間、階級間紛争の惹起、国家安全保障への侵害等である。国会は、緊急事態が生じたと考えるときは、議決により行政に対し一時的に憲法の諸条項（特に人権の一部）を侵害する権限を与える立法（緊急事態法）を通過させ得るものと考えられている。ただし、このような侵害は、国会に事後承認を得る必要があり、さらに、この緊急事態法（Emergency Act）自体、議会の過半数の議決で隨時廃棄されることが可能である（第149条第2項）。

緊急事態が、議会の対応できない状況下で発生した場合、国王は宣言（Proclamation）を発し、緊急勅令（decree）によって、国会が制定する緊急事態法と同様の権限を、行政に賦与することができる。この緊急事態権限は、事後に国会によって無効とすることができますが、国会は国王の緊急事態宣言

を禁止することはできない（第150条第3項）。それゆえ、国家緊急事態は国王の終結宣言、または国会の無効決議によってのみ終結させられる（第150条第3項）。国王の緊急事態宣言は司法審査の対象とならない（第150条第8項）。緊急事態の消滅後6カ月を経ると、緊急事態法は自動的に失効する<sup>20)</sup>。

1969年5月13日事件を受けた71年の憲法改正で、「敏感問題」に対する公的な議論が、国家の安全を脅かすものと考えられるようになったことから、それらの侵害に該当すると考えられるものは国内治安法（ISA）や煽動法（Seditious Act）の違反者として、通常の司法手続きを経ずに予防拘禁されることが起り得ることとなった（ISA第151条）。ただし、逮捕者には、可及的速やかに理由が告知されること、抗弁の機会が与えられることとされている（ISA第149条）。もし、被拘禁者が異議を申し立てる場合は、国王が任命した諮問委員会（最高裁判所長官の補弼に基づき、最高裁判官または裁判官経験者による議長と他の2名の委員で構成される）に異議申立てをすることができ、3カ月以内に聴聞、審理を受けることができる。諮問委員会は事案を検討の後、国王に報告と勧告を行う。

## VI 行 政

### 1. 内 閣

形式上、連邦の行政権は国王に帰属するが、連邦憲法に特別の定めのある場合以外は、国王の行為は内閣または首相の助言に基づくこととなっており、実質的に、行政権限は内閣（その首長としての首相）が掌握している（第39条、第40条）。この例外となる場合とは、首相の任命（これは下院の議決に拘束される）、下院の解散への首相からの助言への留保権、および州王の特権、地位、栄誉に関し討議するためにのみ統治者会議を招集する権限である。国王は下院議員のなかから、その過半数の支持を得ることができる者を首相

(Perdana Menteri) を任命する。さらに、国王はこの首相の助言に基づいて両院の議員から大臣（Menteri）を任命する（第43条第2項）。内閣は、議会に対して連帶して責任を負う（第43条）。首相は下院の過半数の信任を得られない場合、自ら国王に下院解散を要求し、もし国王がこれに従わず、下院が解散されない場合には辞職しなければならない（第43条）。閣議は秘密会である。内閣は、構成員の1人によるものであれ、全体の閣議を経たものによってであれ、下院に対して連帶責任を負うが、実際上、特定の大臣の責任に帰すべき問題である場合には、その大臣が辞任することで事態が収拾される場合がある（1985年、イスラム原理主義者と警察隊が衝突したムマリ村事件の際は、副首相ムサ・ヒタムが辞職することで事態が収拾された）。内閣と明確に意見を異なる大臣は自ら辞職するのが通常である<sup>(21)</sup>。

## 2. 公務員制度

前述のように、連邦憲法上、公務員職にあるものは、政治とのかかわりをもつことを禁止されており、公務員職に就きつつ政治活動をすることは禁じられている。イギリスにおいて、王の家臣である行政官（Officer）は、王からその身分（Office）を与えられているもので、王にのみ責任を負った。同様に、立憲君主制の下では、公務員は全人民にのみ責任を負うこととされ、マレーシアにおける政治活動の禁止は、このウェストミンスター・モデルを踏襲したものである。それゆえマレーシアの行政官は、連邦、地方団体のいかなる立法府のメンバーにもなれない。マレーシア連邦政府には70万人から80万人の公務員がいるといわれている。行政・外務等の上級公務員、および医者、弁護士、技術者、会計士等の専門分野にかかる公務員は、各々所属する省庁の執務を補助し、彼らの業務を監督する。

公務員は、土地・建物の所有や株式の売買等への関与を厳格に禁じられている。また、公務員は職務時間以後においても、他の営利事業に關係することを禁じられている。これらはマレーシアの公務員が、純粹に政府活動にの

み関与することを保証するためであり、自らの職務遂行に際し何人かに便宜をはかることを禁じ、省庁の事務遂行が公務員の職責と不可分であるためである。

公務員の質を確保し、その独立と労働条件を適正に維持するために、公務委員会（Public Service Commission）が存在している。公務委員会は、公務に関する人員の任命、承認、昇進、転任、研修および解雇に責任をもつ。

国王の任命を得る必要のある、各省庁の特定の職務（大臣、副大臣、政務次官、政務秘書官）は、公務委員会の直接専任によるものではないが、首相の助言に基づき、委員会の勧告を受けて、国王が任命する。国王は委員会の勧告に対し、1回に限り、再検討を求めることができる。

### 3. 警 察

マレーシア警察（The Royal Malaysian Police）は連邦に属し、州には警察権限は与えられていない。警察は法と秩序の維持、国内治安、情報収集活動を行うが、併せて、検察官でもある法務長官の指示により、下級裁判所での公訴を行う権限をもつ。警察官の質と適正な労働条件を確保するため、憲法上、警察委員会が置かれている。

### 4. 軍 事

国軍の最高指令官は国王である。国軍は陸海空3軍よりなり、総兵力約13万人、志願兵制である。ただし、予備役にあたる国民義勇軍制度があり、約20万人が登録されている。非常事態に際しては、警察を助け、法と秩序の回復に当たる。ただし、国軍自身には警察権限はない。国軍に関する国王の総指令権限を受け、指揮命令、訓練および内部行政に責任を負う国防大臣の統括する国防会議（The Armed Force Council）が、憲法上、設置されている。

## VII 裁判所

### 1. 連邦の裁判所制度

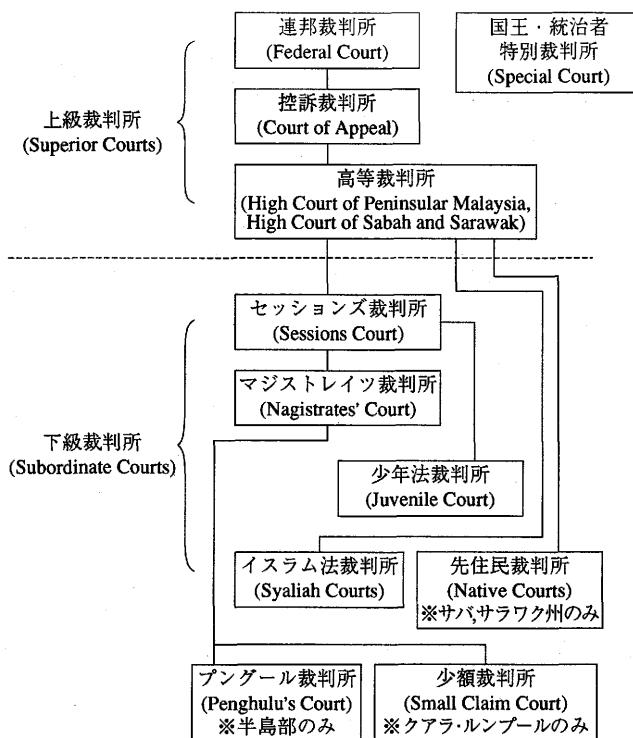
憲法上、司法に関する権限は連邦にある。ただし、イスラムに関する人身法 (Personal Law) を扱うイスラム裁判所 (Syariah Court) の権限は、例外として州に属する（連邦直轄領——クアラ・ルンプールとラブアン地区——のイスラム裁判所は連邦管轄）。そのほか、サバ、サラワク両州には先住民族間の紛争をその慣習に基づいて裁判する先住民裁判所 (Native Court) が存在する。

裁判所制度は1985年、94年の憲法改正で大きな変化があった。一般にマレーシアの裁判制度は、イギリスの制度を継承し、「上位裁判所」と「下位裁判所」に大きく区分されている。前者は94年改正で、高等裁判所 (High Court) とその上訴審を行う控訴裁判所 (Court of Appeal) および最終審を行う連邦裁判所 (Federal Court) に再編された。後者はセッションズ裁判所 (Sessions Court) とマジストレート裁判所 (Magistrate's Court) からなる（第121条～第131条）。また、少年事件を扱う少年裁判所 (Juvenile Court) が下級裁判所の一つとして設置されているほか、各地域の軽微な紛争の裁判や調停を行うブングル裁判所 (Penghulu's Court)，クアラルンプールのみで3000リング以下 の少額事件を扱う少額裁判所 (Small Claim Court) が設置されている。85年の憲法改正はイギリス上院の枢密院への上訴を廃止し、それに伴う裁判所法改正によって最終審は上級裁判所の第二審を担当する連邦裁判所が担うこととなり、この時点で連邦裁判所は最高裁判所と改称された。それが94年の憲法、および裁判所法改正では先の改正以前に行われていたイギリス枢密院への上訴管轄を連邦裁判所に移し、従来の連邦裁判所管轄を新設の控訴裁判所に移すこととなったものである。

連邦憲法は各裁判所に、下記のような、重要な職責を与えていた。

- a. 連邦憲法の解釈権限。

図2 マレーシアの裁判所体系



(出所) Wu : 1982, Mohamed Suffian :1988 etc.に基づき筆者作成。

- b. 法律の解釈権限。
- c. 連邦および州の法律を無効とし取り消す権限。
- d. 政府の行為を違法と宣言する権限。

司法権が外部のいかなる圧力からも免れて公正に適用されるように、裁判官は行政府、立法府、その他いかなる外部の圧力からも独立を保障されている。すなわち、いったん国王の任命を受けた後は、満65歳の停年まで罷免されない。ただし例外として、判事の不品行または肉体的・精神的な欠陥その

他の理由から罷免される理由のあるときは、首相または最高裁判所長官の申立てに基づき国王が特別委員会の設置を命じ、その勧告に従つてのみ罷免できることとなっている。また、裁判官はその俸給に関しても法律によって減額されないことが保障されている。また、単に年金受給の資格のある他の公務員と異なり、年金受給の権利をもつ。さらに、国会各院が裁判官の行状につき議論するにも、各々、議員総数の4分の1以上の決議によることを要する<sup>22</sup>。

## 2. 違憲審査権

違憲審査権は連邦の諸裁判所に与えられている（第4条、第128条）。そのほかにも上位裁判所は人身保護令状（writ of habeas corpus）の発給権をもち、行政府の行為に対する重要な審査機能を果たす。違憲審査権の基本原理は権限外（Ultra Vires）の法理である。この権限は、連邦高等裁判所はステファン・カロン・ニンカン対トゥン・アバン・ハジ・オペンとタウイ・スリ事件（Stephan Kalong Ningkan v. Tun Abang Haji Openg and Tawi Sli, 2 M. L. J. 187, 1966）において大臣の解任を無効とする判決を下したことによる。ただし、違憲審査権は一般的に「最終条項（Finality Clause）」と呼ばれる特別条項によってしばしば適用を除外され、またはその適用を厳格に制限されている。この「最終条項」は憲法や法律中に規定されている。この条項の典型的な例は、以下のようなものである、すなわち、「最終的かつ終局的である（final and conclusive）」、「異議申立てや上訴、司法審査、無効判決、またはいかなる裁判所での審尋にもなじまないものとする（shall not be challenged appealed against, reviewed, quashed or called in question in any court of law）」。このような「最終条項」は連邦憲法中の第2条、付表二の第3部（市民権の剥奪）にも見い出される。1981年の憲法改正でも、国王の緊急事態権限に関し、「最終条項」にあたる文言が導入されている。ただし、裁判所は「最終条項」が制限できるのは裁判所への上訴（appeal）のみであって、移送命令

令状 (certiorari) による審理まで禁ずることはできないと判示している。このような、対抗関係においても、国王の緊急事態の宣言に関して、司法審査が及ばないことは連邦憲法自体が厳格に規定しているところである<sup>(23)</sup>。

## VIII 地方政府

### 1. 統治者 (Ruler)

かつて土候国であった半島マレーシア 9 州においては州王が、州王のいないマラッカ、ペナン、サバ、サラワク 4 州では知事が統治者である。州王は、ヌグリ・スンビラン州の首長間で選挙されて就任する例、ペラ州の王族間で持ち回り就任する例を除いて、世襲制である。知事は、州首相 (Chief Minister) への諮詢を経るもの、国王が裁量で任命することとなっている。知事であるためには、生来のマレーシア国民であることが求められる。知事の任期は 4 年である。州知事は、州王と異なり、自ら辞職できる。また州議会の 3 分の 2 以上の議決により、国王から罷免される。

統治者は州の元首であり、州行政参事会 (State Executive Council) またはその参事会の一員である州首相 (Chief Minister, Menteri Besar) の助言により行動する。州の行政の長は選挙で選ばれた州首相である。また、州王に関しては、その州のイスラムの最高指導者にあたる。統治者の権限はこのように制限されたものではあるが、州首相の任命権 (ただし、裁量は及ばない) や、州議会解散への同意留保権、統治者会議招集の請求等の権限をもつ<sup>(24)</sup>。

### 2. 州議会

州議会は 1 院制で州民の直接選挙で選ばれた議員と州統治者で構成される。州議会の定員は各州憲法によって異なる。州議会議員の任期は、解散が

ない場合 5 年である。州統治者は州首相の助言を受けて議会の解散権、もしくは留保権を行使する。州議会は連邦憲法で州の権限とされた一切に関し立法権をもつ。州法の成立には州首長の裁可が必要である。任期満了または解散による州議会選挙は、半島マレーシアでは解散から 60 日以内、島嶼マレーシアでは 90 日以内に実施されることとなっている。

### 3. 州行政府

州統治者は、州内閣（または州首相の）助言に従って権限行使することとされている。州統治者は、州議会から過半数の信任を得ることが可能である（likely to command the confidence of the majority）ものを州首相（Chief Minister, Menteri Besar）として任命し、その助言に基づき州内閣の構成員である職員を（4 人以上10人以下）任命する。州内閣は州議会に対して連帯して責任を負う。

### 4. 地方行政制度

州の地方行政単位は、郡（District）、行政村（Mukim）、自然村（Kampong）の 3 段階からなる。郡には郡長（District Officer）、行政村にはブングル（Penghulu）、自然村にはクトゥア（Ketua）という行政責任者が置かれる。行政村のブングルまでは州の職員である。自然村は元来純粋な行政単位ではないが、通常その長にあたるクトゥアは郡長が住民の推薦を受け任命する。郡長の事務は、地方の治安、土地登記、地域開発、税の徴収などの重要業務であり、ブングルやクトゥアはそれを補佐する。郡長は州の行政官であるにもかかわらず、州の行政官の長である主席次官（Chief Secretary）を通じて連邦政府に従属し、連邦の公務委員会の監督に服する<sup>(25)</sup>。

## 5. 州裁判所

憲法上の特例として、原則として州の管轄下にある、イスラム裁判所 (Syariah Court)、サバ、サラワク両州の先住民裁判所 (Native Court) が存在する。イスラム裁判所は、イスラム教徒間の人身法事項 (Personal Matter, 主として親族・相続法関係) に関し権限を行使する。また1965年のイスラム裁判所 (刑事管轄権) 法に所定の限定された事項以外は刑事管轄権はない。ただし、同法は3年以上の懲役または6度以上の鞭打ち刑、またはその双方に該当する犯罪は含んではない。連邦直轄地域 (クアラ・ルンプール、ラブアン島) を管轄とするイスラム裁判所は当然のことながら連邦の管轄下にある。いずれの場合も各州、直轄地の宗教局が管理している。イスラム裁判官 (カーディ, qadi) による裁判所、主席イスラム裁判官 (chief qadi) の裁判所、上訴イスラム裁判所の順に、一定の上訴も認められている<sup>(20)</sup>。

先住民裁判所は、サバ、サラワク両州にのみ置かれる。その審理は、少なくとも当事者の一方がサバ州またはサラワク州の原住民であることが必要とされる。管轄権は、双方が先住民である場合には、先住民慣習法 (Native Law and Custom) 違反であることが必要となるが、事件が宗教、婚姻等に関する場合は当事者の一方が原住民であれば足りる。サバ州では、原住民裁判所の判決への上訴は郡長または先住民控訴裁判所 (Native Court of Appeal) に対してなされる。サラワク州では、上訴は先住民職員 (または先住民長) 裁判所 (Native Officer's Court, or Native Chief's Court) に対してなされ、例外的にさらに、部族長裁判所 (Headman's Court) に対して上訴が認められる。

注(1) 本章の執筆に際し、安田信之「マレーシアの法制度」（山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度<改訂版>』アジア経済研究所、1982年、所収）を基本書として依拠・参照した。また、文中の統計に関しては基本資料として『マレーシア年鑑 (Information Malaysia Yearbook)』(Berita Publishing Sdn.

Bhd.) の1994年版、1995年版に拠った。

- (2) 歴史、法制史に関しては、Barbara Watson Andaya, Leonard Y. Andaya, *A History of Malaysia*, Macmillan Education Ltd., 1982; Wu Min Aun, *an Introduction to the Malaysian Legal System* (revised Third edition), Heinemann Educational Books Ltd., 1982; Tun Mohamed Suffian, *an Introduction to the Legal System of Malaysia*, Penerbit Fajar bakti Sdn. Bhd., 1988; Kelvin Tan Yew Lee, Yeo Tiong Min, Lee Kiat Seng, *Constitutional Law in Malaysia and Singapore*, Malayan Law Journal, 1991. 邦訳されているものとして、ザイナル＝アビディン＝ビン＝アブドゥル＝ワーヒド編、野村亨訳『マレーシアの歴史』山川出版社、1983年等を参照した。
- (3) 各王国法から現在にいたる文献に関しては、Shaika Zakaria, "The Legal Literature of Malaysia" in M. B. Hooker ed., *Malaysian Legal Essays*, Malaysian Law Journal Sdn. Bhd. に詳しい。
- (4) Tun Mohamed Suffian, *an Introduction to……*, pp. 3 – 4.
- (5) Wu, *an Introduction to……*, pp. 4 – 10; Richrd Winstedt, *The Malays-A Cultural History*, Singapore: Graham Brash Pte. Ltd., 1961, pp.91 – 119 を参照。
- (6) Ahmad bin Mohd. Ibrahim, *Towards a History of Law in Malaysia and Singapore*, Singapore: The Inaugural Braddell Memorial Lectures Series, Stamford College Press, 1970, p.14.
- (7) 海峡植民地への法継受につき、Wu, *an Introduction to……*, pp. 8 – 9; Ahmad Ibrahim, ibid., pp.13 – 14.
- (8) Barbara Andaya, Leonard Andaya, *A History of……*, pp.157 – 184, 191 – 204; ザイナル『マレーシアの……』114~154ページ; Wu, *an Introduction to……*, pp.10 – 17.
- (9) Barbara Andaya, Leonard Andaya, ibid, pp.184 – 191; ザイナル, 同上書, 220~256ページ; Wu, ibid, pp.17 – 21, 77 – 78.
- (10) ザイナル, 同上書, 253~256ページ。
- (11) Mohamed Suffian, *an Introduction to……*, pp. 5 – 7.
- (12) 植民地期におけるイギリスの統治体系につき、佐藤宏=近藤則夫共著『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制』アジア経済研究所, 1986年, 183 ~202ページ。
- (13) Barbara Andaya, Leonard Andaya, *an Introduction to……*, pp.253 – 264; ザイナル『マレーシアの……』258~293ページ; Wu, *an Introduction to……*, pp.78 – 80.
- (14) マラヤ共産党の消長につき、Richard Clutterbuck, *Conflict and Violence-in Singapore and Malaysia, 1945-1983*, pp.167 – 262, また, Aloysius Chin, *The*

- Communist Party of Malaya*, Vinpress, 1994.
- (15) 5月13日事件に関し、金子芳樹「マレーシアにおける1969年『人種暴動』の『実態』と政治的意味」(『法学研究』第68巻第11号)。また、Leon Comber, *13 May 1969-a Historical Survey of Sino-Malay Relations*, Heinemann Educational Books Ltd., 1983.
- (16) 国王の輪番制に関し、鳥居高「変革迫られるマレーシアの国王・スルタン制度」(『アジア研ニュース』157号) 4ページ。
- (17) 例えば、Chandra Muzaffar, *Freedom in Fetters*, Aliran, 1986, p.18 以降。
- (18) この経緯につき、木村陸男「1992年のマレーシア」(『アジア動向年報』1993年版) 312~317ページを参照。
- (19) Wu, *an Introduction to……*, p.115以降、また Tun Mohamed Suffian, *an Introduction to……*, pp.27~29.
- (20) Wu, ibid, p.101以下、また Lee Mei Pheng, *General Principles of Malaysian Law*, Penerbit fajar Bakti Sdn. Bhd., 1991, pp.14~16.
- (21) 行政権、公務員制度につき、Tun Mohamed Suffian, *an Introduction to……*, pp.42~47.
- (22) Lee Mei Pheng, *General Principles of……*, pp.42~58参照。また司法制度に関する憲法改正に関し、木村陸男=鳥居高「1994年のマレーシア」(『アジア動向年報』1995年版) 319ページ以下を参照。
- (23) Wu, *an Introduction to……*, pp.108~111.
- (24) 地方政府に関し、(財)地方自治協会『アジア諸国地方制度(I)』1992年、35ページ以降、147ページ以降を参照。
- (25) 安田、前掲195~196ページ。Milton J. Esman, *Administration and Development in Malaysia*, Cornell University Press, 1972, pp.93~95. 参照。
- (26) 州の裁判所制度につき、Tun Mohamed Suffian, *an Introduction to……*, pp.80~89、またWu, *an Introduction to……*, pp.53~54.

### <法律資料>

#### ●基本資料

- (1) 『マレーシア年鑑』(Information Malaysia Yearbook), Berita Publishing Sdn. Bhd.
- (2) International Law Book Service 刊行の英文、マレー文の法典シリーズ(*Laws of Malaysia*)。その中の *Constitutional Law*, *Internal Security Law* 等。
- (3) また同社刊の州憲法集、*Constitutions of the States of Malaysia*.

### ●邦文資料

- (4) 安田信之「マレーシアの法制度」(山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度<改訂版>』アジア経済研究所, 1982年)。
- (5) 安田信之『ASEAN法』日本評論社, 1996年。
- (6) 田村愛理「マレーシアの政治体制と行政機構」(萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN諸国政治体制』アジア経済研究所, 1987年)。
- (7) 萩原宜之『マレーシア政治論』弘文堂, 1989年。

### ●英文資料

- (8) Wu Min Aun, *an Introduction to the Malaysian Legal System* (revised Third edition), Heinemann Educational Books Ltd., 1982.
- (9) Tun Mohamed Suffian, *an Introduction to the Legal System of Malaysia*, Penerbit Fajar bakti Sdn. Bhd., 1988.
- (10) Kelvin Tan Yew Lee, Yeo Tiong Min, Lee Kiat Seng, *Constitutional Law in Malaysia and Singapore*, Malayan Law Journal, 1991.
- (11) R. H. Hickling, *Malaysian Law*, Professional Law Books Publisher, 1987.
- (12) Lee Mei Pheng, *General Principles of Malaysian Law*, Penerbit fajar Bakti Sdn. Bhd., 1991.
- (13) L. A. Sheridan & Harry E. Groves, *The Constitution of Malaysia*, Malayan law Journal Pte. Ltd., 1987.

### ●関連の論文集では,

- (14) F. A. Trindade & H. P. Lee eds., *The Constitution of Malaysia-Further Perspectives and Developments*, Penerbit Fajar Bakti Sdn. Bhd., 1986.
- (15) M. B. Hooker ed., *Malaysian Legal Essays*, Malayan Law Journal Pte. Ltd., 1986.

### ●マレーシアのイスラム法に關し,

- (16) Ahmad Ibrahim (Shirlie Gordon ed.), *Islamic Law in Malaya*, Malayan Sociological Research Institute Ltd., 1975.
- (17) M. B. Hooker, *The Personal Laws of Malaysia-an Introduction-*, Oxford University Press, 1975.
- (18) Said Ramadan, *Islamic Law*, Muslim Youth Movement Malaysia (ABIM), 1987.